

VI 基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実

施策1-1 DVの早期発見・通報体制の整備【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・リーフレットの配布等による広報啓発
- ・医療機関への「医療関係者のためのDV被害者対応の手引き」配布による通報促進
- ・保育・教育関係者等を対象としたDV予防啓発講座の実施による啓発

<課題>

- DV被害者は、家庭の様々な事情や、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦め、被害が深刻化していく場合があります。このようなDVの特質を踏まえ、周囲の関係者がDV被害に気づき、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、また、被害者の意思を尊重しつつ、通報することのできる環境を整備することが重要です。
- 医療関係者は日常の業務の中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待されます。また、保育・教育関係者や民生委員・児童委員等においては、家庭と接する機会が多く、児童虐待の発見と同時にDVに気づくこともあることから、配偶者暴力相談支援センターや警察への迅速な通報等、適切な対応が行えるようDV対応への理解と相談窓口の周知を図る必要があります。

【取組の方向性】

①県民からの通報の促進

県政だよりやリーフレット等により、DVに関する情報や相談窓口の周知を図り、県民からの通報の促進に努めます。さらに、地域全体で見守る環境づくりのため、民生委員・児童委員・人権擁護委員等に対し、リーフレット等の配布や研修の場を活用しながら、被害者を発見した場合の適切な対応及び通報についての理解と協力を求めています。

②医療関係者や教育関係者への相談窓口・通報制度の周知

DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や教育関係者に対して、「被害者対応に関する手引き」等を活用し、DVが身体的虐待だけでなく、精神的虐待や性的虐待を含むことなど、DVに関する認識の共有を図るとともに、被害の発見から通報までの対応方法や相談窓口の周知を図ります。

③子育て家庭へのDV防止啓発の推進

子育てに関する相談から、DVや児童虐待の発見につながる場合もあることから、子育て家庭にとって身近な機関である市町村子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等に、DVや児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したリーフレット等を配布し、いち早く、DV及び児童虐待の気づきと相談につなげるための啓発を推進します。また、DV対応機関と子育て支援センター等の子育て支援機関や母子保健担当機関との連携を強化し、被害の早期発見、迅速な対応に努めます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
DV予防啓発 (子ども・家庭支援課)	県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深めるため、リーフレットの配布や県政だより、SNS等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報・啓発を行います。	県 市町村
医療関係者による発見・通報等の協力 (子ども・家庭支援課)	医療関係者に対し、診察時等に被害者を発見した場合の通報の流れや相談窓口に関する情報提供など、適切な支援につなげるため「医療関係者のためのDV被害者対応の手引き」を配布し、DV対策への理解と協力を求めています。	県
保育・学校関係者等による発見・通報等の促進 (子ども・家庭支援課)	学校に対して、教職員向けデートDV対応の手引きやDV予防啓発リーフレットの配布、市町村が開催するDV予防啓発講座等を活用して、通報制度や相談窓口の周知を図り、被害者の早期発見につながる情報提供に努めます。	県 市町村
子育て家庭へのDV及び児童虐待予防啓発資料の配布 (子ども・家庭支援課)	市町村等と連携し、こども家庭センター(子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等)の子育て支援機関等に、DVや児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したリーフレット等を配架します。	県 市町村
要保護児童対策地域協議会機能強化事業 (子ども・家庭支援課)	市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援します。	県

DVを発見した者による通報について

DV防止法には通報について、「DVを受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」と定められています。また、医師その他の医療関係者は、「DVによって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、被害者の意思を尊重し、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる」と定められており、当該通報は、守秘義務違反に当たらないとされています。

施策1-2 相談体制の充実強化【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・ DV相談に関する基礎知識や専門的技術の習得を目的とした研修会の実施
 - ・ 市町村への配偶者暴力相談支援センター設置促進
- <配偶者暴力相談支援センターの市町村設置数(R5.4現在):2市>
- ・ 県警本部にストーカー・DVアドバイザーの配置
 - ・ みやぎ夜間・休日DVほっとラインの運営
 - ・ 官民が連携した相談窓口や研修会の実施
 - ・ 男女共同参画相談室での一般相談及び男性相談の実施
 - ・ 女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会(旧婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会)での情報交換

<課題>

- 困難な問題を抱える女性とDV被害者の相談にあたっては、相談者の人権を尊重し、DVに関する理解と支援施策や対応方法についての理解を深め、相談者の立場に立った切れ目のない支援を行うことが求められています。そのためには、継続的に研修会を実施するとともに、民間支援団体との共同による研修会や警察・医療関係者等幅広い機関が参加できる研修会の開催等、様々な研修の機会を確保し、相談員等のスキルアップが必要です。
- 困難女性支援法に基づく基本方針において、市町村は支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、県や他の市町村、関係機関等と緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないとされています。困難な問題を抱える女性の問題は、DV、性暴力、家庭問題、離婚問題、経済問題、妊娠・出産問題など多岐にわたることから、相談者の個々の状況に応じた適切な支援ができるよう市町村に対して支援制度の情報提供や事例検討会等の学ぶ機会の提供が必要です。
- DV防止法に基づく国の基本方針において、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や地域における継続的な自立支援などに積極的に取り組むことが求められています。また、DV防止法では、配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定していますが、県内では、令和5年4月1日現在で設置されている市町村は、2市のみとなっています。DV相談窓口は全ての市において設置されていますが、県民に身近な相談窓口である市町村のDV支援体制の充実を図るため、配偶者暴力相談支援センターの機能整備をはじめ、配偶者暴力相談支援センターが未設置の場合でも相談窓口の周知や相談を受けた場合に適切な対応ができるよう、市町村におけるDV対策を支援する必要があります。
- また、問題の早期発見、DVによる二次被害の防止のためには、地域の関係機関が密接に連携を図ることが重要です。県では、女性相談センターを核とした「女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会(旧婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会)」に加え、各地域でのネットワーク連絡協議会を活用し、行政、警察、民間団体等、関係機関の連携強化を図るとともに、事例検討会議等を実施し、課題が複合する困難事例に適切に対応できるよう、連携体制の強化を図る必要があります。
- DVは外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、相談に至らないことが未だ多くあると考えられます。また、地域により相談体制の社会資源も異なることから、今後の相談体制のあり方として、SNSを活用した新たな相談手法や地域の実情・課題に応じた訪問による相談(出張相談)の実施など、DV被害者の早期発見につながる相談体制の検討が必要です。

【取組の方向性】

①相談員等の資質向上・研修機会の確保

担当職員や相談員の専門的スキルの向上のため、各種支援制度に関する知識や適切な支援を行うための技能の習得ができるよう、研修機会を確保するとともに、研修内容の充実を図ります。また、被害者の相談が多様で深刻な場合が多いことから、相談員がバーンアウト(燃え尽き)しないよう、相談員の心身のケアと安全対策に配慮した相談体制の充実に努めます。

②若年層に配慮した相談体制の充実

近年のSNSの普及により、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、相談につながり難い若年層の相談をキャッチするため、これらの特性を理解した新たな相談手法の検討と実施に向けた取組を推進します。

③地域の実情や相談者の状況に配慮した柔軟な相談体制の整備

相談者が気軽に相談できるよう、民間支援団体と連携して、相談者の居場所や状況に配慮した出張相談及び夜間・休日による相談体制を充実させ、県民がより身近に感じられる相談体制の整備を図ります。

④市町村の相談体制の強化に対する支援

県民にとって身近な相談先である市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として、行政手続き等をワンストップで対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対して、適切な助言と支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村でも、相談者に的確な情報提供や相談・支援を提供できる体制を構築するため、市町村に対し、会議・研修の機会や「DV相談の手引き」等を活用した助言・支援を行います。

⑤警察における相談体制の充実

警察本部にストーカー・DVアドバイザーを配置し、各警察署で受理したDV事案について、積極的かつ的確な助言・指導を行い、重大事件の防止に努めます。また、相談窓口の情報提供や住民基本台帳を閲覧させないための支援等、「配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」で定める必要な援助について、DV被害者の意思を踏まえ、適切に対応します。

⑥男性相談の充実

みやぎ男女共同参画相談室の一般相談に加え、男性相談においても、DV等で悩む男性からの相談に対応します。

⑦性暴力被害者のための相談の充実

性暴力被害者は、精神的ダメージを受けている上、様々な支援を要することから、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力被害相談支援センター宮城)等の相談機関において、相談に応じるとともに、被害者にとって必要な支援を行う医療機関等、関係機関へのコーディネートを適切に実施し、被害者の心身の回復・被害の拡大防止に努めます。

⑧困難を抱える女性に対する相談体制の充実

様々な問題を想定した相談窓口を設置し、困難な問題を抱える女性の早期発見と支援につなげます。

⑨女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会の活用

全県及び各圏域の女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会を活用し、実務者会議や事例検討会議等を実施し、各地域における関係機関の役割の共有や情報提供を行い、女性相談センターや各市町村、警察、児童相談所等の関係機関の連携体制の強化を図るとともに、民間支援団体の参画による、横断的な連携・協力体制の構築を図ります。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
社会福祉事業従事者研修の実施 (社会福祉課)	県保健福祉事務所、市福祉事務所等に勤務する家庭・女性相談員、母子自立支援相談員を対象に研修を実施し、専門的知識と技術の習得、問題解決能力の向上を図ります。	県
女性相談員スキルアップ研修会の実施 (子ども・家庭支援課)	DV等女性支援に携わる行政機関や民間支援団体の相談員を対象に、専門家による研修会を実施し、専門的知識の習得と支援技術の向上を図ります。	県 (民間支援団体と連携)
男女共同参画相談・自立サポート支援事業 (共同参画社会推進課)	行政職員や各相談機関の相談員を対象に、性的マイノリティに関する研修会を実施し、相談員のスキルアップを図ります。	県
部内研修会の開催 (県民安全対策課)	警察署員等に対する研修会を開催し、スキルアップを図ります。	警察本部
SNS相談事業 (子ども・家庭支援課)	若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、メール・チャット相談窓口を設置し、相談に応じます。	県 (民間支援団体と協働)
子ども・若者支援体制強化事業 (共同参画社会推進課)	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する子ども・若者(概ね39歳まで)とその家族に対する支援を効果的に実施するため、ワンストップ窓口として石巻圏域子ども・若者総合相談センターを設置するとともに、子ども・若者支援地域協議会を設置し支援機関のネットワークの構築・強化を図ります。	県
女性のための出張相談事業 (子ども・家庭支援課)	困難な問題を抱える女性とDV被害者が居住する場所に応じた出張相談(アウトリーチ相談)を実施し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	県 (民間支援団体と協働)
夜間・休日DV電話相談 (子ども・家庭支援課)	夜間・休日に電話相談窓口を開設し、DV被害者等からの相談に応じます。	県 (民間支援団体と協働)
市町村人材育成支援事業 (子ども・家庭支援課)	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対して、業務内容の情報提供や助言等を行い、設置が円滑に進むよう支援します。	県
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課)	市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援するため、人材育成研修の実施や市町村に対する助言・指導、情報提供等を行います。	県

取組名	取組内容	実施主体
ストーカー・DVアドバイザーの配置(県民安全対策課)	県警本部にストーカー・DVアドバイザーを配置し、警察署から報告を受けた事案について、積極的かつ的確な助言・指導を行い、重大事件の防止に努めます。	警察本部
男女共同参画相談室での相談対応(共同参画社会推進課)	みやぎ男女共同参画相談室の一般相談及び男性相談において、DV等で悩む県民からの相談に対応します。	県
自死対策事業・自死対策強化事業(精神保健推進室)	夜間こころの相談窓口を設置し、こころの悩み等の電話相談に応じます。	県
精神保健福祉相談(精神保健推進室)	保健所において、専門医による精神保健福祉相談を実施し、所内相談、巡回相談、在宅精神障害者の訪問指導等の柔軟な相談支援を図ります。	県
性犯罪被害者等の支援及び情報提供(警務課)	性犯罪被害相談電話を設置し、「誰にも知られたくない。」「どうしたらいいのかわからない。」等と思い悩む性犯罪被害者等の相談を、公認心理師等の資格を持つ心理カウンセラーや警察官などが相談に応じます。	警察本部
性暴力被害者等に対する相談支援(共同参画社会推進課)	性暴力被害相談支援センター宮城の相談機関において、性暴力被害者等からの相談に対応します。	県
地域統括がん相談事業(健康推進課)	地域統括総合支援センターを設置し、心理・医療・生活・介護等多様化する患者からの相談対応と県内のがん患者会・サロン等の活動の支援を行います。	県
不妊・不育専門相談センター運営事業(子ども・家庭支援課)	不妊・不育専門相談センターを開設し、不妊・不育症で悩む方や流産や死産によりお子さんを亡くした方からの相談に応じます。	県
女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会の開催(子ども・家庭支援課)	全県及び各圏域において、女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会を開催し、関係機関の情報の共有化と支援の際の連携を促進します。	県

性暴力被害相談支援センター宮城

性暴力の被害にあわれた方などからの相談を受け、要望に応じた支援のコーディネートを行う拠点として、宮城県が運営委託している機関です。

専任の相談員が、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、以下の支援を行います。

- 電話相談・面接相談・メール相談
- 警察、裁判所、医療機関等への付添支援
- 公認心理師等や弁護士を紹介、公認心理師等による無料カウンセリングの提供、弁護士の無料法律相談の提供(※1)
- 産婦人科医療機関等の紹介
- 専門的支援機関の情報提供・相談内容の引継ぎ
- 緊急避妊措置料や性感染症検査費用・人工妊娠中絶措置料等の助成(※2)
- 緊急避難に伴う宿泊費用の助成(※2)

※1 条件や回数制限があります。

※2 助成については、条件があります。

配偶者暴力相談支援センター

○ 配偶者暴力相談支援センターの法的位置づけ

配偶者暴力相談支援センターは、都道府県が設置する女性相談支援センター(旧婦人相談所)又は都道府県・市町村が設置する適切な施設において、DV防止及びDV被害者の保護のための業務を行うものです(DV防止法第3条第1項・第2項)。

市町村の配偶者暴力相談支援センターは、平成16年の法改正により設置可能となり、平成19年の改正で市町村の努力義務となっています。

○ 配偶者暴力相談支援センターが果たす機能(DV防止法第3条第3項)

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ DV被害者及び同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護
(注:一時保護は、女性相談支援センター又はその委託先が実施)
- ④ DV被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ DV被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

○ 都道府県と市町村の役割

- ・DV被害者は、加害者と同居、加害者からの一時避難又は加害者と別居といったそれぞれの段階でその居所が変わることもあり、地域における支援のつながりが課題となります。
- ・また、地域における生活支援に関する制度や施策の多くは市町村が実施責任を担っており、市町村において被害者支援のワンストップ化やコーディネートの役割を果たすことが望まれています。

(都道府県と市町村の配偶者暴力相談支援センターの主な役割分担について)

	都道府県	市町村
意義	都道府県における対策の中核	身近な行政主体における支援の窓口
役割	一時保護 処遇の難しい事案への対応 専門的・広域的な対応 市町村への支援 職務関係者の研修等広域的な施策	身近な相談窓口の設置、基本情報の提供 緊急時における安全の確保 地域生活における関係機関との連絡調整 カウンセリング、継続的な自立支援

○ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの意義

- ① DV被害者に対して被害者支援の総合的窓口が明確になり、DV被害者が相談を寄せやすくなるため、被害の早期発見につながります。
- ② 身近な場所で、相談やカウンセリング、同行支援などの継続的な支援が受けられるようになり、手続きの一元化によるワンストップ支援が可能となります。
- ③ 他部署への相談履歴や住民票記録など、DV被害者に関する様々な情報が得やすいため、支援がより円滑に行えます。
- ④ ワンストップサービス化が図られることで、緊急対応、一時保護、自立支援などの施策を連携して進めやすくなり、時間の短縮はもとより、DV被害者の負担も軽減されます。
- ⑤ 通報関係業務、保護命令関係業務、年金・医療保険などの特例措置のための配偶者暴力被害相談の証明書関係業務を自ら行えるようになり、DV被害者支援策を迅速かつ的確に行うことができます。

施策1-3 保護体制の充実強化【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・ 女性相談センター、警察が連携した24時間体制による一時保護の実施
- ・ 警察における公費負担制度による一時保護の実施
- ・ 市町村における民間宿泊施設等への緊急一時保護の実施(緊急避難先確保対策事業)
- ・ 「宮城県DV被害者支援共通シート」の活用による速やかな情報提供、保護の実施
- ・ 一時保護委託、広域的な対応による困難な問題を抱える女性とDV被害者の安全確保
- ・ 警察による危険性の高いDV被害者に対する位置情報通報装置の貸与
- ・ 一時保護所入所時における県保健福祉事務所及び市福祉事務所職員等による同行支援
- ・ 医師による面接や心理士による心理面接の実施、パーソナリティ検査の実施
- ・ 保護命令制度に関する情報提供、申し立て手続きに関する助言・指導、申し立て時の同行支援
- ・ 保護命令発令後のDV被害者に対する防犯指導の実施

<課題>

- DV被害者等を緊急に保護する一時保護は、安全確保のために最も重要な方法です。一方、外出規制や通信機器の使用制限等、様々な理由から一時保護施設への入所をためらう事例や入所後すぐに退所する事例があります。国では、女性支援事業(旧婦人保護事業)のあり方検討を進めていることから、そこから得られる知見・今後の動向を踏まえ、県においてもDV被害者等の意思・意向を確認し、それを尊重した一時保護のあり方について関係機関と協議を進め、適切な方法・施設において一時保護ができるよう取り組む必要があります。
- また、DV被害者の一時保護にあたっては、警察、県保健福祉事務所、市福祉事務所を經由して保護していることから、これら関係機関との連携及び迅速かつ的確な情報共有が不可欠です。引き続き「宮城県DV被害者支援共通シート」の活用を促進し、DV被害者の負担軽減、二次被害の防止に努めるとともに、加害者の追及が心配される場合や妊婦、若年被害女性、中学生以上の男児を伴う保護にあたっては、本人の意向を踏まえた適切な支援を進めるため、広域的な対応や社会福祉施設又は民間支援団体等への一時保護委託等、保護体制の強化に努める必要があります。
- DVなどにより一時保護を求めた困難な問題を抱える女性や同伴する家族は、身体的・精神的に様々な問題を抱えていることから、医師による疾病の有無や診療の要否についての医学的な面からの判定、心理士による面接等を行い、相談者及び同伴する家族の心身の健康状態を踏まえて、適切に対応することが必要です。

【取組の方向性】

①一時保護による安全確保

女性相談センターは、一時保護機能を有しているほか、女性自立支援施設(旧婦人保護施設)への入所決定も行うため、DV被害者をはじめとした様々な問題を抱える女性の支援において極めて重要な役割を担うことから、関係機関と連携し、適切な保護を行います。また、夜間・休日や被害が急迫している場合など、関係機関の連携がより重要になることから、手続き等が迅速に行えるよう、「宮城県DV被害者支援共通シート」の活用により、一層の連携強化を図ります。

また、一時保護が行われるまでの間の緊急時における安全確保は、身近な行政主体である市町村において、配偶者暴力相談支援センターの設置の有無に関わらず、地域の社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましいとされていることから、市町村が宿泊施設等を利用して緊急時の安全確保が行えるよう、緊急避難先確保の支援や助言を行います。

②一人ひとりに寄り添った一時保護体制の構築

様々な状況に置かれている困難な問題を抱える女性等の意思を尊重した保護体制の構築に向けて、相談者に寄り添った一時保護のあり方の検討を進めます。

③一時保護委託の対象拡大と積極的活用

妊婦や中学生以上の男児を伴う保護の場合など、配慮が必要な世帯に対応するため、民間支援団体や社会福祉施設の機能を活用し、利用者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び保護施設の選定・確保に努めます。

④警察における安全確保・保護体制の充実

迅速な安全確保及び一時保護所への移送を行うとともに、危険性・切迫性の高いDV被害者に対して、位置情報通報装置の貸与や公費負担による避難先の提供を行います。

⑤一時保護所入所者に対する心のケアの充実

DVなどにより保護を求めてきた困難な問題を抱える女性や同伴する家族の精神的負担は大きく、十分な心のケアが必要であることから、精神科医による面接や心理士による心理カウンセリングを実施し、心身の健康に配慮した支援を行います。

⑥保護命令制度等法制度の適切な利用に向けた支援

保護命令制度に関する情報提供、申立手続に関する助言や指導を行います。また、保護命令申立費用や離婚訴訟(離婚調停)申立費用の貸付を行うほか、弁護士会や日本司法支援センター(法テラス)と連携し、DV被害者が弁護士相談や弁護士費用の経済的援助制度を利用して、法的手続きを円滑に行うことができるよう支援します。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
「宮城県DV被害者支援共通シート」を活用した迅速な保護の実施 (子ども・家庭支援課、県民安全対策課)	一時保護の実施にあたり、迅速かつ的確な情報把握・情報提供を行うため、「宮城県DV被害者支援共通シート」を活用し、被害者の安全確保・二次被害の防止に努めます。	県 警察本部 市
緊急避難先の確保 (子ども・家庭支援課)	一時保護所への移送が困難な場合等に、市町村が民間宿泊施設等を緊急避難先として提供した際の経費を県が補助します。	県 市町村
女性支援事業の運用面における見直し方針を踏まえた一時保護のあり方検討 (子ども・家庭支援課)	通信機器の使用制限や外出規制等の国の対応方針を踏まえ、安全性も考慮した新たな運用方法の検討を進めます。	県
一時保護委託の積極的活用と委託先の確保 (子ども・家庭支援課)	妊婦や若年被害女性等の保護にあたっては、本人の意向・状態等を考慮し、社会福祉施設や民間支援団体等への一時保護委託が可能となるよう、委託先の確保に努めます。	県

取組名	取組内容	実施主体
DV被害者等総合的支援事業 (子ども・家庭支援課)	官民が連携する民間シェルターを設置し、安全な居場所を提供するとともに、個々の状況に応じた心身の回復支援、住宅確保支援、就労支援等を切れ目なく実施し、DV被害者等の自立支援を行います。	県 (民間支援団体と協働)
夜間・休日における一時保護の対応 (県民安全対策課)	夜間・休日におけるDV被害者の安全確保及び迅速な一時保護施設への移送を行います。	警察本部
危険性の高い被害者に対する保護対策 (県民安全対策課)	警察による危険性の高い被害者に対する位置情報通報装置の貸与、特定通報登録、荷物搬出時の立会い等を実施し、被害者の安全確保に努めます。	警察本部
一時避難場所確保のための公費負担制度の運用 (県民安全対策課)	危険性・切迫性の高いDV被害者等が、自ら緊急に避難する場所を確保することが困難であり、かつ、公共施設への入所が困難な場合等に、ホテル等宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担します。	警察本部
医師及び心理士による面接の実施 (子ども・家庭支援課)	保護施設に入所している困難な問題を抱える女性及び同伴する家族に対して、医師による医学的側面からの判定や心理士によるカウンセリングを実施します。	県 施設
保護命令制度等、法制度の適切な利用に向けた支援 (子ども・家庭支援課、県民安全対策課)	保護命令申立手続きに関する指導・助言及び保護命令発令後のDV被害者に対する防犯指導を行います。	県 警察本部
DV被害者等への自立支援金の貸付 (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設入所中のDV被害者等に、保護命令申立費用や離婚調停申立費用等の貸付を行います。	県

施策1-4 外国人・高齢者・障害者等への配慮

【これまでの取組と課題】

- ・ 公益財団法人宮城県国際化協会の通訳サポーター派遣事業の活用
- ・ 障害者支援担当部署等関係機関との連携による支援の実施

<課題>

- 外国人の相談者は言葉や文化の違いが障壁となり孤立しやすく、相談窓口の存在を知らない場合もあることから、相談体制の充実に努めるとともに、外国人被害者に配慮したリーフレット等の作成など、外国人に対する支援の充実に努める必要があります。
- 高齢者や障害者の支援にあたっては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」又は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等関係法令に基づく支援も含めて、市町村や社会福祉施設との連携を図り、円滑な支援体制を構築する必要があります。

【取組の方向性】

①通訳等相談体制の充実

外国人被害者の相談・支援において、通訳の確保等迅速な対応に努めます。

②高齢者・障害者等への支援体制の整備

高齢者・障害者の保護が必要な場合は、心身の状況を勘案し、高齢者福祉施設等による保護の実施など、市町村のDV担当課、市町村地域包括支援センター等の高齢者担当課、障害者担当課及び福祉施設等の関係機関と連携したきめ細かな対応に努めます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
みやぎ外国人相談センター設置事業 (国際政策課)	外国人県民やその家族の日常生活上の悩み解消を図るため、多言語の相談窓口の設置・運営を行います。	県
宮城県国際化協会の通訳サポーター派遣事業の活用 (子ども・家庭支援課)	公益財団法人宮城県国際化協会の通訳サポーター派遣事業を活用し、外国人被害者に対する適切な対応と保護の実施に努めます。	県
手話通訳員設置事業 (障害福祉課)	障害者福祉に理解と熱意を有している手話通訳員を設置し、聴覚障害者等の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行える環境を整えます。	県

取組名	取組内容	実施主体
障害者虐待防止対策支援事業 (障害福祉課)	宮城県障害者権利擁護センター運営兼宮城県障害者差別相談センターを設置・運営し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図ります。	県
障害者でんわ相談室運営事業 (障害福祉課)	障害者の権利擁護等に係る相談に対応するための常設の相談窓口を設置し、障害者の人権や権利を擁護します。	県
地域包括支援センター等との連携 (子ども・家庭支援課)	高齢者及び障害者の支援にあたっては、地域包括支援センターや障害者支援担当部署等と連携を図り、適切な支援に努めます。	県 市町村

保護命令制度

配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に、保護命令が発せられます。

①被害者への接近禁止命令(期間:1年間)

被害者へのつきまといや被害者の住居(当該配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と共に生活の本拠としている住居を除く。)、勤務先等の近くをはいかいすることを禁止する命令。

②被害者への電話等禁止命令

被害者に対し、面会を要求すること、電話・メールをすること、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得等を禁止する命令。被害者からの申立てにより、被害者への接近禁止命令と同時に又はその発令後に発令されます。

③被害者の同居の子又は親族等への接近禁止命令

被害者と同居する未成年の子又は被害者の親族等へのつきまとい、子の学校等の近くや住居、勤務先等の近くをはいかいすることを禁止する命令。被害者からの申立てにより、被害者がその同居している子又はその親族等に関して配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める場合に、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため被害者への接近禁止命令と同時に又はその発令後に発令されます。

④子への電話等禁止命令

監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等を禁止する命令。

⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令(期間:2か月、特例:6ヶ月)

配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手に被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去及び住居の付近のはいかひの禁止を命ずる命令。住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月の期間となります。

命令に違反すると、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

基本目標2 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援

施策2-1 自立のための心のケア・生活に関する支援【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・女性相談センター及び保護施設における医師による面接の実施(嘱託医の配置)
- ・女性相談センター及び保護施設における心理面接の実施(心理カウンセラーの配置)
- ・一時保護所及び女性自立支援施設退所者へのアフターケア(同行支援、電話相談、家庭訪問等)の実施
- ・市町村等関係機関へDV被害者が利用可能な各種制度等の情報を記載した「DV相談の手引き」の配布
- ・保護命令申立て費用等の貸付(DV被害者等自立支援金貸付事業)
- ・弁護士相談支援事業の実施、日本司法支援センター(法テラス)の活用支援

<課題>

- 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立のためには、生活資金の確保、離婚、就職など早急に対応が必要な問題に加えて、被害者や同伴する家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など生活を営んでいく上での様々な課題を解決しなければなりません。
- また、住み慣れた地域を離れて生活する中で、様々な困難に直面した際に、困難な問題を抱える女性及びDV被害者並びに同伴する家族が地域で孤立することがないように、精神的ケアをはじめ、行政と民間支援団体との連携・協働による切れ目のない支援体制の整備・充実が必要です。
- さらに、自立支援となる、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置、医療保険、年金手続き、生活保護、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の各種支援制度の適切な運用について各支援機関へ周知を図る必要があります。また、DV加害者が被害者等の個人情報をも不正に取得することを防ぐため、市町村では庁内関係課が連携し、DV被害者等の個人情報保護の徹底を図る必要があります。
- DV被害者が安心して生活を送るためには、保護命令の申立て、離婚調停手続き、面会交流等、解決すべき様々な法的問題があります。DV被害者が弁護士相談や弁護士費用の経済的支援制度を利用して、法的手続きを円滑に行うことができるよう、弁護士会や日本司法支援センター(法テラス)と連携して、支援制度の周知を図り活用を支援する必要があります。

【取組の方向性】

①精神的ケアの充実

女性相談センター及び女性自立支援施設に医師及び心理士を配置し、医師による医学的対応や心理士による心理面接など、困難な問題を抱える女性等の心の安定と自立に向けた取組を推進します。また、退所後もケアが必要な場合は、カウンセリング等を行う医療機関につなぐなど、関係機関と連携を図りながら支援の充実に努めます。

②施設退所後のアフターケアの充実

一時保護所及び女性自立支援施設等の施設退所後の安定した生活を支援するため、電話相談や同行支援、グループワーク等を実施し、切れ目のない支援を推進します。

③地域における継続的な自立支援の充実

DV被害者やDV家庭に育った元被害者同士が情報交換し、体験や感情を共有することで「自助力」を引き出す効果が期待されることから、民間支援団体が実施する自助グループ(語り合いの場)や支援者を交えての自立支援講座、こころのケア講座等の活動を支援します。

また、DV家庭や一時保護施設を退所した家庭等に対して、個人情報に配慮しつつ、県・市町村・民間支援団体が情報共有を行い相互に連携して、地域における継続的な支援に努めます。

④困難な問題を抱える女性及びDV被害者が必要とする各種支援制度の周知と活用への支援

住民基本台帳事務の閲覧制限の制度や生活保護等の福祉制度、弁護士相談など、困難な問題を抱える女性及びDV被害者が自立の過程において利用可能な支援制度を適切に受けられるよう「DV相談の手引き」等を活用し、支援制度の周知と活用支援に努めます。

また、自立には、母子生活支援施設への入所措置や生活困窮者自立支援制度など、多様な支援施策が大きな役割を果たすことから、その適切な運用について周知を図り、活用を促進します。

【主な取組】

(再掲):前に掲げた取組を再度掲載すること

取組名	取組内容	実施主体
医師及び心理士による面接の実施(再掲) (子ども・家庭支援課)	保護施設に入所している困難な問題を抱える女性及び同伴する家族に対して、医師による医学的側面からの判定や心理士によるカウンセリングを実施します。	県施設
依存症対策総合支援事業 (精神保健推進室)	相談拠点である保健所や精神保健福祉センターにおいて、専門相談や家族教室、集団回復プログラム等を実施します。また専門医療機関及び治療拠点機関にコーディネーターを配置し、患者支援、関係機関連携、支援者支援等を実施します。	県
性犯罪被害者等の支援及び情報提供(再掲) (警務課)	性犯罪被害により重度のストレスにさらされ、日常生活に支障を来すような様々な心理反応があらわれた性犯罪被害者等に対し、心理カウンセラー等が面接による支援を行い、精神的負担の軽減を図ります。また部外の精神科医や民間の被害者支援団体との連携体制を整備し、途切れることのない充実した支援体制の構築を図ります。	県警本部
摂食障害治療支援センター設置運営事業 (精神保健推進室)	精神科・心療内科等を有し、救急医療体制と連携がとれた医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として位置づけ、専門的かつ関係機関と連携した総合的な支援を行います。	県
DV被害者等の自立生活の援助 (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設を退所したDV被害者等の自立を援助するため、電話相談や家庭訪問、同行支援等のアフターケアを実施します。	県 (民間支援団体と協働)
DV被害者等自立支援事業 (子ども・家庭支援課)	地域で自立して生活していくために効果的な自立支援プログラムを実施し、DV被害者等の心身の回復と自立支援を行います。	県 (民間支援団体と協働)
発達障害児者総合支援事業 (精神保健推進室)	発達障害児者及び家族がライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制を構築し、発達障害者支援センター運営事業等により相談支援を行います。	県

取組名	取組内容	実施主体
住民基本台帳の閲覧制限制度の適切な運用 (子ども・家庭支援課)	DV被害者からの申出に基づき、加害者からの不当な目的による住民基本台帳の閲覧請求等があった場合に、閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について、市町村と適切な連携を図り、制度の適切な運用に努めます。	県
「DV相談の手引き」の活用促進 (子ども・家庭支援課)	DV被害者が利用可能な各種支援制度等の情報を記載した「DV相談の手引き」を活用し、DV被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供に努めます。	県 市町村
弁護士支援体制整備事業 (子ども・家庭支援課)	仙台弁護士会と連携し、DV等家庭問題に精通した弁護士から法的助言や協力等を求め、DV被害者の意向に添った支援に努めます。	県
DV被害者等への自立支援金の貸付(再掲) (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設入所中のDV被害者等に、保護命令申立費用や離婚調停申立費用等の貸付を行います。	県
日本司法支援センター(法テラス)の活用支援 (子ども・家庭支援課)	日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度やDV等被害者法律相談援助制度の情報提供と適切な運用に努めます。	県
母子父子家庭等特別相談事業 (子ども・家庭支援課)	宮城県母子・父子福祉センター及び県福祉事務所において、母子・父子・寡婦家庭が抱える問題の解決のため、弁護士による無料の法律相談を実施します。	県
母子生活支援施設への入所 (子ども・家庭支援課)	母子生活支援施設の支援を必要としている困難な問題を抱える女性等に対して、母子生活支援施設の入所措置を行うとともに、入所後も母子の心身の状況等に応じ、必要な支援を継続していきます。	県 市

施策2-2 生活基盤(住宅・就業等)を整えるための支援【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・住宅確保支援のための貸付事業の実施、身元保証人確保事業の実施
- ・県営住宅入居に係る優遇措置、目的外使用の実施
- ・DV被害者への県営住宅募集案内の情報提供
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度の周知・活用支援
- ・就業支援に関する各種制度の周知、活用支援
- ・就業相談や就業支援講習会の実施
- ・ひとり親家庭に対する資格取得のための支援（給付金・貸付金）

<課題>

- DV被害者の多くは加害者からの追及を避けるため、今までの居住地とは異なる場所で新たな生活を始めることが多いことから、住宅の確保が課題となっています。
- 頼れる親族等がないDV被害者等の自立は、身元保証人の確保など契約そのものに困難を極める場合が少なくないことから、家賃債務保証の活用・情報提供に努める必要があります。また、転居先として民間住宅を希望するDV被害者に対して、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度等の利用についての情報提供等、入居支援制度の情報収集・周知に努める必要があります。また、DV被害者の居住の安定・自立支援のため、引き続き県営住宅の抽選倍率の優遇措置や目的外使用を実施する必要があります。
- 困難な問題を抱える女性及びDV被害者の職業的自立を可能とするためには、就業支援が必要です。現状では女性自立支援施設の多くが生活保護を受給しており、職業的自立が課題となっています。また、DV被害者は十分な就業経験がないことも多く、PTSD等の疾患、加害者からの安全確保、子どもの保育問題等、様々な課題を抱えている可能性もあることから、一人ひとりの状況に応じた就業支援が必要です。

【取組の方向性】

①民間賃貸住宅への入居支援

困難な問題を抱える女性及びDV被害者への自立支援金の貸付や身元保証人の確保対策の制度内容について情報提供し、活用を促すとともに、DV被害者の住居確保の支援について、引き続き検討を進めていきます。また、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金や生活福祉資金貸付制度の一層の周知を図り、生活に困窮する困難な問題を抱える女性及びDV被害者の住居の確保を支援します。

②県営住宅入居の優遇制度と目的外使用による支援の充実

県営住宅の入居について、DV被害者世帯を対象に、定期募集時の抽選倍率優遇制度の実施に加え、県営住宅等の目的外使用の活用により、DV被害者の居住の安定を図ります。

③民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実

住居の確保に配慮が必要なDV被害者に対して、住まい探しの相談や緊急連絡先の確保等、DV被害者の入居を拒まない賃貸住宅の紹介等を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ります。

④就業及び経済的支援に関する支援制度の周知・活用支援

ハローワークや就業支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、DV被害者に対し就業支援事業の情報提供を行います。また、宮城県母子・父子福祉センターが実施する就業相談や就業支援講習会等について情報提供し、その活用を支援します。

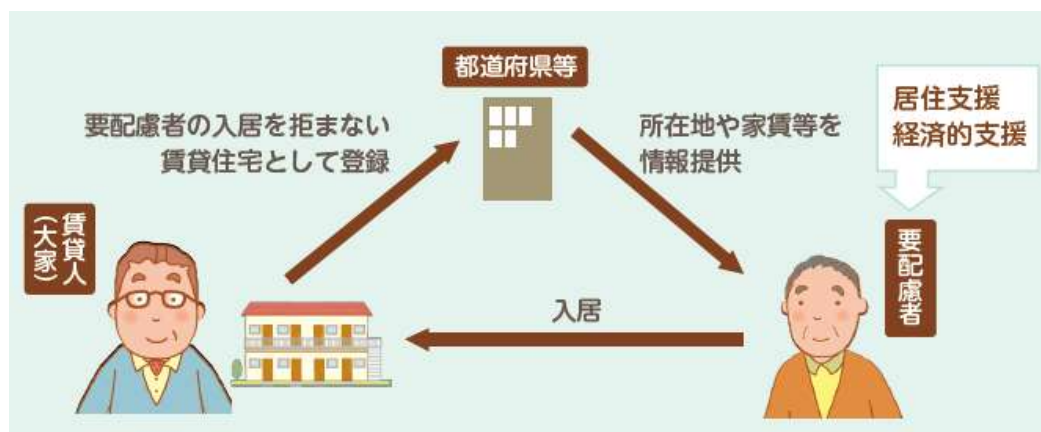
【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
身元保証人の確保対策 (子ども・家庭支援課)	一時保護所、女性自立支援施設及び母子生活支援施設等を退所するDV被害者等が就職や民間住宅を賃貸する際に、施設長が保証人となることで、DV被害者等の社会的自立を促進します。	県
DV被害者等への自立支援金の貸付(再掲) (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設に入所中のDV被害者等の自立を支援するため、就職活動に係る費用や家賃保証契約に係る保証料等を貸付します。	県
県営住宅の応募者への優遇措置の実施 (住宅課)	県営住宅の応募の際に、住宅に困窮するDV被害者について、一般世帯に比べ当選確率を2倍とする優遇措置を行います。	県
県営住宅等の目的外使用の活用による支援 (住宅課)	一時保護や施設保護の後5年以内又は保護命令中等のDV被害者で、生命・身体の危機がある場合又は現在居住している住宅に居住し続けることが困難となった者に対して、県営住宅等の目的外使用により、原則3か月以内、住居を提供します。	県
住宅セーフティネットの充実 (住宅課)	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、みやぎ住まいづくり協議会において、住宅確保要配慮者(※)の賃貸住宅等への円滑な入居に向けて取り組みます。 ※低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、DV被害者等が含まれます。	県
みやぎの女性つながり型サポート支援事業 (共同参画社会推進課)	様々な課題や不安を抱え、孤立している女性に対して、社会的なつながり・絆を回復するため、地域の実情を把握するNPO法人へ委託し、相談内容を聞き取り自立支援や就業支援との連携を行います。	県 (民間支援団体と協働)
生活困窮者自立促進支援事業 (社会福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援窓口を設置し、本人の状態に応じた支援プランを作成の上、伴走型の支援を実施するとともに、住居確保給付金や一時生活支援事業、就労準備支援事業などにより、相談者の安定した住居の確保や就労支援を実施します。	県市

取組名	取組内容	実施主体
生活福祉資金貸付制度の活用 (社会福祉課)	DV被害者等を含む低所得者に対し、転居費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、制度の情報提供及び相談窓口等との連携強化に努めます。	社会福祉協議会
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	宮城県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談、就業情報の提供、各種就業支援講習会の開催等、就業・自立支援サービスを提供します。	県
自立支援教育訓練給付金 (子ども・家庭支援課)	母子家庭の母、父子家庭の父が、就職のための教育訓練講座を受講した際に、受講料の一部を支給します。	県
高等職業訓練促進給付金 (子ども・家庭支援課)	母子家庭の母、父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成訓練を受講する場合、養成訓練期間中、定額の給付金を支給します。	県
高等職業訓練促進資金貸付金 (子ども・家庭支援課)	高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指す母子家庭の母、父子家庭の父に対し、入学準備金や就職支援金の貸付を行います。	県
ひとり親家庭等自立促進対策事業 (子ども・家庭支援課)	生活状況が不安定な状況にあるひとり親家庭に対して、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援を行う。	県
安定就労に向けた人材育成事業 (産業人材対策課)	非正規社員・離転職者等の不安定な就労形態から安定的な就労形態へ転換するための人材育成支援に取り組みます。	県
みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター (雇用対策課)	子育て期の女性の就職・転職などを支援する相談窓口を設置し、キャリアコンサルタントによる個別カウンセリングやセミナー等を実施します。	県
生活保護受給者等就労自立促進事業 (宮城労働局)	児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所とハローワークが連携して、就労支援を行います。	国

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき平成29年10月にスタートした制度であり、DV被害者、高齢者、低所得世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々(要配慮者)に対して、その入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、要配慮者に対して、入居の相談等の支援を併せて行う制度です。



※国土交通省パンフレットから引用

基本目標3 困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及び DVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保

施策3-1 問題の早期発見と安全確保【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・児童相談所との情報共有
- ・市町村要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有
- ・女性相談センター等におけるDV被害者と同伴する子どもの一時保護
- ・児童相談所による同伴する子どもの一時保護

<課題>

- 児童相談所への児童虐待相談件数は年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。また、DVと密接に関係する児童虐待事案も増加していることから、令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待防止対策とDV被害者の保護対策の強化を図るため、DV被害者及びその同伴する家族を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として「児童相談所」が明記されました。また、保護の対象であるDV被害者に「同伴する家族」が含まれる旨明記されました。
- DV家庭に育つ子どもは心理的虐待の被害児童です。また、加害者の暴力が子どもに向かい身体的虐待となったり、心身に傷を負ったDV被害者が子どもの養育を放棄してしまうなど、児童虐待が深刻化する可能性もあります。このような事案から子どもを守るためには、早期発見・早期対応が不可欠です。
- DV対応機関と児童虐待対応機関は、DVと児童虐待が密接に関係していることを念頭に対応するとともに、各機関がDV事案又は児童虐待事案を把握した場合の支援の提供や介入状況について、緊密に相談・情報共有できる連携体制を構築しておく必要があります。
- また、困難な問題を抱える女性とDV家庭が抱える問題は、子どもが抱える問題と密接な関係にある場合も想定されることから、子どもと子どもが育つ家庭に対する相談窓口を設置し、問題の早期発見と安全確保を図ることも重要です。

【取組の方向性】

①DV対応機関と児童虐待対応機関との連携体制の構築

DV対応機関と児童虐待対応機関の連携を強化していくため、国の調査研究から得られた連携におけるガイドライン等を活用し、各機関がDV又は児童虐待を把握した場合にスムーズに相談や情報共有ができる連携体制の構築を進めます。

②要保護児童対策地域協議会への参画促進

配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所等のDV相談機関が要保護児童対策地域協議会に参画するよう市町村へ協力を求め、要保護児童対策地域協議会を通じた情報共有や支援方法を協議する仕組みや担当者間の顔の見える関係を構築し、DV被害者及び同伴する子どもの支援の充実を図ります。

③子育て家庭へのDV防止啓発の推進(再掲)

子育てに関する相談から、DVや児童虐待の発見につながる場合もあることから、子育て家庭にとって身近な機関である市町村こども家庭センター(子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等)に、DVや児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したリーフレット等を配布し、いち早く、DV及び児童虐待の気づきと相談につなげるための啓発を推進します。また、DV対応機関と子育て支援センター等の子育て支援機関や母子保健担当機関との連携を強化し、被害の早期発見、迅速な対応に努めます。

④同伴する子どもの適切な一時保護の実施

女性相談センター、県保健福祉事務所、市町村、児童相談所、警察等の関係機関が緊密な連携を図り、同伴する子どもの安全を守れる場所を確保します。

⑤子どもと子どもが育つ家庭に対する相談窓口等の設置

困難な問題を抱える女性とDV家庭が抱える問題は、子どもが抱える問題と密接な関係にある場合も想定されることから、子どもと子どもが育つ家庭に対する相談窓口を設置し、問題の早期発見と安全確保を図ります。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
DVと児童虐待が併存する事案に対する情報共有・支援体制の構築 (子ども・家庭支援課)	DV及び児童虐待対応機関に国の「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」から得られた連携を判断するためのアセスメントツールや連携におけるガイドラインの活用を促し、各機関がDV又は児童虐待を早期に把握し、支援につなげる体制作りを進めます。	県 市町村
要保護児童対策地域協議会への参画促進 (子ども・家庭支援課)	配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所等のDV相談機関が要保護児童対策協議会に参画するよう市町村へ協力を求め、同伴する子どもの支援の充実を図ります。	県 市町村
子育て家庭へのDV及び児童虐待予防啓発資料の配布(再掲) (子ども・家庭支援課)	市町村等と連携し、こども家庭センター(子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等)の子育て支援機関等に、DVや児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したリーフレット等を配架します。	県 市町村
同伴する子どもの適切な一時保護の実施 (子ども・家庭支援課)	DV被害者とその子どもを切り離して対応するのではなく、被害親子の包括的な安全確保に努めます。	県
児童相談所と連携した同伴する子どもの安全確保 (子ども・家庭支援課)	DV加害者から虐待を受けている同伴する子どもについて、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、児童相談所と密接に連携し、同伴する子どもの安全確保に努めます。	県 市町村
要保護児童対策地域協議会機能強化事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援します。	県

取組名	取組内容	実施主体
家庭相談員 (子ども・家庭支援課)	各保健福祉事務所に設置された家庭児童相談室が、家庭における様々な福祉に関する事項について訪問・相談を受け付けます。	県
教育相談充実事業 (義務教育課)	県内すべての小学校、中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを派遣・配置し、当該学校の児童生徒、保護者の相談、教職員の相談に対応します。	教育庁
心のサポートアドバイザーの配置・派遣 (義務教育課)	義務教育課内に心のサポートアドバイザーを配置し、児童生徒や保護者からの心のケアに関する相談に応じます。	教育庁
子ども・若者支援体制強化事業 (再掲) (共同参画社会推進課)	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する子ども・若者(概ね39歳まで)とその家族に対する支援を効果的に実施するため、ワンストップ窓口として石巻圏域子ども・若者総合相談センターを設置するとともに、子ども・若者支援地域協議会を設置し支援機関のネットワークの構築・強化を図ります。	県
子どもメンタルクリニックサポート事業 (子ども・家庭支援課)	不登校、ひきこもり、心身症等、心の問題を有する児童の相談、診療、指導を行うとともに、その家族や関係者への支援を行います。	県
児童家庭支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	地域の子どもの関する問題について、地域住民や市町村からの相談に応じ、児童相談所と連携を取りながら助言、指導を行います。	県
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課)	子育ての不安解消、子ども世帯・子どもの孤立、児童虐待の防止等を図るため、子ども・子育て世帯などを対象としたLINE相談窓口を設置します。	県
児童虐待防止事業 (子ども・家庭支援課)	児童の安全確保の一層の充実を図るため、夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付を行う。	県
児童生徒の心のサポート班の設置 (義務教育課)	東部教育事務所及び大河原教育事務所内に「児童生徒の心のサポート班」を設置し、児童生徒、家庭、学校に関する相談について、教育職・心理職・福祉職の3職種専門職員がチームで対応します。	教育庁
スクールソーシャルワーカー活用事業 (義務教育課)	スクールソーシャルワーカーを県内全市町村(仙台市を除く)に配置し、要請のある学校に派遣することで、福祉的な視点から児童生徒に影響を及ぼしている家庭や学校、地域等の環境に働き掛け、関係機関との連携を図り、児童生徒や保護者を支援します。	教育庁
総合教育相談事業 (高校教育課)	児童生徒、保護者等の悩みの解消と児童生徒がよりよい学校生活を送ることができるよう、不登校・発達支援相談室、24時間子供SOSダイヤル、SNS相談の事業を展開します。	教育庁

取組名	取組内容	実施主体
ひきこもり支援推進事業 (精神保健推進室)	ひきこもりが長期化・重度化する前に早期に発見し、必要な支援機関につなげる体制を構築し、家族支援や居場所支援など本人の状態等に応じて相談支援を行います。	県
ヤングケアラー支援体制強化事業 (子ども・家庭支援課)	ヤングケアラーやその保護者を対象に相談対応、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うサロン等を行います。	県

施策3-2 DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進

【これまでの取組と課題】

- ・ 保育・教育関係者を対象としたDV予防啓発講座の実施（市町村共催）
- ・ 児童虐待防止・対応研修会の開催

<課題>

- DVと児童虐待が併存する事案を早期に発見し、適切に対応するためには、各々の担当職員がDVと児童虐待の相互関連やその複雑さについて理解を深めることが重要です。
- また、DV対応機関ではDV被害者に、児童虐待対応機関では被虐待児童に焦点があたりがちですが、各機関で取り得る具体的な支援内容や役割を共有し、DV被害者とその子どもへの包括的な支援方法と対応スキルを身につけることが重要です。
- DV家庭に育つ子どもと直接接する保育・学校関係者がDVと児童虐待の知識を正しく理解し、被害の早期発見に努めるとともに、加害者からの追及等から子どもの安全を守ることなど、適切な配慮が必要です。

【取組の方向性】

①DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携強化を目指した専門研修の充実

専門的知識を有する民間支援団体と連携して、相互理解を図るための研修や困難事例への対応を学ぶ専門的な研修会を開催し、DV及び児童虐待対応職員のスキルアップを図ります。また、DVと児童虐待が併存する事案への対応について、事例検討会議等を開催し、お互いの役割や支援方針の共有を進めます。

②保育・教育関係者等への研修の充実

学校生活等において、DV被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、DVの特性や配慮すべき事項等について、研修等のあらゆる機会を捉えた周知に努めます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
DV対応と児童虐待対応に関する研修会の開催 (子ども・家庭支援課)	DV対応職員と児童虐待対応職員が、DV及び児童虐待に関する知識と困難事例への対応方法等を習得できる研修会を開催します。	県
保育・教育従事者向け研修会の開催 (子ども・家庭支援課)	子どもと直接接する保育・学校関係者を対象に、DVと児童虐待が密接な関係にあることやDVが子どもに及ぼす影響等の理解を深める研修会を開催します。	県 市町村
教育関係者へのDV予防啓発の推進 (子ども・家庭支援課)	研修会の開催や教職員向けデートDV対応の手引き等の活用により、教育関係者に対してデートDVやDVの意識啓発を図ります。	県 市町村

取組名	取組内容	実施主体
児童虐待防止・対応研修会の開催 (子ども・家庭支援課)	児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象に、児童虐待を発見した際の対応方法等に関する研修会を開催し、児童虐待の対応力向上を図ります。	県
要保護児童対策地域協議会機能強化事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援します。	県

施策3-3 同伴する子どもに対する支援体制の充実

【これまでの取組と課題】

- ・一時保護所及び女性自立支援施設に入所している女性の同伴する子どもに対する心のケアと学習支援の実施
- ・保育所や学校との定期的な連絡会議の実施

<課題>

- DVにより一時保護される被害女性は、全体の約7割を占め、また全体の約半数が子どもを同伴しているなど、一時保護されるDV被害女性は子どもを同伴する場合があります。
- DVのある家庭に育つ子どもは、自身に対する暴力やDVの現場を目撃したことにより、ストレスや心に大きな傷を負い、人格形成や成長過程への深刻な影響が懸念されます。中には、暴力的な言動がみられる子どもやPTSD(心的外傷後ストレス障害)などの症状を伴うこともまれではなく、同伴する子どもに対する心理的ケア等、適切な対応が必要です。
- DV被害者は暴力を受けることにより恐怖や無力感等精神的に不安定となり、子どもに対してネグレクト(育児放棄)などの虐待をしてしまうことがあると言われています。そのため、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会、学校、保育所等と連携して、被害の早期発見と安全確保、心身のケアが適切に受けられるよう、支援体制の充実を図る必要があります。また、加害者の追及や同伴する子どもの連れ去りが予測される場合には、学校、保育所等と同伴する子どもに関する情報管理を徹底することが必要です。
- 一時保護所及び女性自立支援施設に入所している女性の同伴する子どもは通学等が制限されていることから、保育士や学習支援員による一人ひとりに応じた保育や学習指導を行い、退所後も安心して保育所や学校に通えるよう、支援する必要があります。

【取組の方向性】

①同伴する子どもに対する心理的ケアの実施

心理的ケアを必要としている同伴する子どもについては、女性相談センターや児童相談所、医療機関、学校等の関係機関と協力・連携の下、症状や発達段階に応じたきめ細かな心のケアを推進します。

②一時保護施設における保育・学習支援の充実

通学が制限される一時保護所及び女性自立支援施設入所中の同伴する子どもについて、学習ボランティアの活用のほか、教育機関とも連携しながら学習環境の整備に努めるとともに、引き続き保育士・学習支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行うなど、学習支援体制の充実を図ります。

③児童相談所等と連携した同伴する子どもへの支援の充実

DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴する子どもの個々の状況に応じ、児童相談所や市町村、学校等との連携による事例検討会等を通じて、同伴する子どもへの支援の充実に努めます。

④同伴する子どもの地域における見守り・アフターケアの充実

一時保護所や女性自立支援施設退所後においても、退所先市町村の要保護児童対策地域協議会と連携した継続的な見守り支援や、母子生活支援施設への入所による中長期的な支援の充実を図ります。また、経済的、環境的な要因により、子どもが教育等の様々な機会を逃すことが無いよう支援を行います。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
心理カウンセラーの配置 (子ども・家庭支援課)	心理的ケアを必要としている同伴する子どもについては、心理カウンセラーによるケアを実施し、早期の心の回復に努めます。	県 施設
学習支援員及び学習ボランティアによる保育・学習支援の実施 (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設入所中の同伴する子どもに対して、学習支援員や学習ボランティアによる一人ひとりに応じた保育や学習指導を行います。	県 施設
児童相談所等との連携による同伴する子どもへの支援 (子ども・家庭支援課)	同伴する子どもの個々の状況に応じて、児童相談所や市町村、教育機関との連携による事例検討会等を通じて、同伴する子どもへの支援の充実に努めます。	県 市町村
施設退所先の要保護児童対策地域協議会と連携した見守り支援の実施 (子ども・家庭支援課)	一時保護所や女性自立支援施設退所後においても、退所先市町村の要保護児童対策地域協議会と連携し、子どもの状況に寄り添った支援の充実に努めます。	県 市町村
母子生活支援施設への入所 (再掲) (子ども・家庭支援課)	DV被害者及び同伴する子どもの心身の健康や安定において必要と判断される場合は、母子生活支援施設による継続的な支援の充実に努めます。	県 市
プロスポーツチームとの連携によるスポーツ機会拡大事業 (スポーツ振興課)	県内4つのプロスポーツチームと連携し、経済的、環境的な要因からスポーツにアクセスしにくい家庭の児童生徒及び保護者に対し、プロの人材によるスポーツ教室の開催等によりスポーツを「する」機会を拡大するとともに、プロスポーツの試合へ招待しスポーツを「みる」機会を提供します。	県

基本目標4 民間支援団体との連携・協働

施策4-1 民間支援団体への支援

【これまでの取組と課題】

- ・ 女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会(旧婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会)を活用した情報共有
- ・ 民間支援団体を対象とした各種研修会や補助金制度の情報提供

<課題>

- 民間支援団体は、DV防止法の制定以前からDV問題に取り組むなど、女性及びDV被害者支援のための豊富なノウハウを有しており、支援において重要な社会資源となっています。
- 民間支援団体は財政面など様々な課題を抱えている場合もあり、民間支援団体の有する知見や経験、専門性を維持・継承していくために、民間支援団体の運営基盤を支えていくための支援が求められています。県では、国と協働して、民間支援団体の要望に応じた財政的支援や民間支援団体が行う活動への助言・広報の協力等、必要な支援の検討を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

①民間支援団体の活動に対する支援の充実

NPO等の民間支援団体が継続的に運営され、発展的に活動していくため、民間支援団体の自主性・自立性に配慮しながら、民間支援団体が行う活動への助言、広報の協力などにより、民間支援団体の活動を支援します。また、民間支援団体が活用できる助成金等の情報を収集し、民間支援団体への情報提供と活用支援に努めます。

②困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援制度等に関する情報提供の促進

困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援制度や補助金等のDV被害者支援に関する情報について、民間支援団体へ情報提供を行い、官民連携によるDV被害者支援の充実を図ります。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
民間支援団体が行う活動の周知・広報活動の支援 (子ども・家庭支援課)	民間支援団体が行う活動について、民間支援団体の要望に応じて、広報等の協力を行います。	県 市町村
宮城県配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金の実施 (子ども・家庭支援課)	内閣府が実施する「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」を活用し、民間支援団体へ財政的支援を行います。	県
民間支援団体向けスーパーバイズ等の検討 (子ども・家庭支援課)	民間支援団体の支援における様々な課題について相談できるスーパーバイズの仕組みについて検討します。	県
民間支援団体に対する各種施策、国の通知等の提供 (子ども・家庭支援課)	DV被害者支援制度や民間支援団体を対象とした補助金等の情報について、随時情報提供を行います。	県

施策4-2 民間支援団体との連携強化【重点】

【これまでの取組と課題】

- ・夜間・休日電話相談事業の委託
- ・官民連携事業の実施
- ・女性相談センター及び女性自立支援施設退所者に対するアフターケア事業の委託

<課題>

- ▶ 民間支援団体は困難な問題を抱える女性とDV被害者の安全確保とその後の生活再建や自立支援における重要な役割を担っており、困難な問題を抱える女性とDV被害者の支援という共通の目的のもと、民間と行政が対等な立場で、考え方や情報を共有し、連携して支援にあたる体制強化及び取組を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

①自治体と民間支援団体とのネットワークの構築

女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会（旧婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会）や市町村が設置するDV協議会等に民間支援団体の参画を促進し、民間支援団体が有するDV被害者支援に関する情報やノウハウ等を共有するとともに、官民が連携した支援体制の構築やネットワーク強化に向けた取組を推進します。

②民間支援団体の専門的知識の活用促進

民間支援団体の有する豊富なノウハウは、困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援における重要な社会資源であることから、相談業務や研修等において、民間支援団体の専門的知見を活用し、被害者支援の充実を図ります。また、日頃から行政と民間が情報を共有し、対等な関係性において支援方針等を検討する体制の構築に努めます。

③民間シェルターへの一時保護委託、ステップハウスの活用促進

民間シェルターへの一時保護委託やステップハウスの活用等、民間支援団体と連携した支援のあり方やステップハウス等の運営に必要な支援について、検討を進めていきます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会への参加促進 (子ども・家庭支援課)	女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会や市町村が設置するDV協議会等へ民間支援団体の参加を促進し、情報共有、連携強化を図ります。	県 市町村
SNS相談事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、メール・チャット相談窓口を設置し、相談に応じます。	県 (民間支援団体と協働)
女性相談員スキルアップ研修会の実施(再掲) (子ども・家庭支援課)	DV等女性支援に携わる行政機関や民間支援団体の相談員を対象に、専門家による研修会を実施し、専門的知識の習得と支援技術の向上を図ります。	県 (民間支援団体と連携)

取組名	取組内容	実施主体
女性のための出張相談事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	困難な問題を抱える女性とDV被害者が居住する場所に応じた出張相談(アウトリーチ相談)を実施し、問題の早期発見・早期対応を図ります。	県 (民間支援団体と協働)
DV被害者等の自立生活の援助(再掲) (子ども・家庭支援課)	一時保護所及び女性自立支援施設を退所したDV被害者等の自立を援助するため、電話相談や家庭訪問、同行支援等のアフターケアを実施します。	県 (民間支援団体と協働)
DV被害者等自立支援事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	地域で自立して生活していくために効果的な自立支援プログラムを実施し、DV被害者等の心身の回復と自立支援を行います。	県 (民間支援団体と協働)
みやぎの女性つながり型サポート支援事業(再掲) (共同参画社会推進課)	様々な課題や不安を抱え、孤立している女性に対して、社会的なつながり・絆を回復するため、地域の実情を把握するNPO法人へ委託し、相談内容を聞き取り自立支援や就業支援との連携を行います。	県 (民間支援団体と協働)
夜間・休日DV電話相談(再掲) (子ども・家庭支援課)	夜間・休日に電話相談窓口を開設し、DV被害者等からの相談に応じます。	県 (民間支援団体と協働)
民間支援団体と連携した一時保護等の支援の実施 (子ども・家庭支援課)	民間支援団体と連携し、困難な問題を抱える女性及びDV被害者の意向を尊重した一時保護の支援に努めます。またステップハウスの活用など、民間支援団体と連携する支援の拡充について検討します。	県 (民間支援団体と協働)

基本目標5 暴力を許さない社会の形成

施策5-1 社会意識の醸成

【これまでの取組と課題】

- ・ DV予防啓発リーフレット、県政だより、ホームページ等による相談窓口の周知と意識啓発
- ・ パープルライトアップ等の実施(女性に対する暴力をなくす運動期間中)
- ・ 市町との共催による「DV予防啓発講座」の開催
- ・ DV・ストーカー防止のための出前講座の実施
- ・ 市町村基本計画策定促進のため、「基本計画策定の手引き」の配布及び研修会等の場を活用した助言・指導 <市町村基本計画策定数14市10町1村(R5.4現在)>

<課題>

- 配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現のためには、県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成する必要があります。
- 多くの県民がDV問題に触れることができるよう、市町村や民間団体等と連携した啓発活動の実施、若年層を対象としたSNSを活用した広報の実施等、更なる広報・啓発活動を進めていく必要があります。
- 市町村は住民にとって最も身近な相談窓口であり、被害者支援につながる多様な支援施策を有していることから、各種施策を十分に活用し地域の実情に応じた取組を一層充実させていく必要があります。そのため、各市町村がDV対策の具体的な取組を明確にし、その取組を促進していくため、市町村DV基本計画の策定が求められています。

【取組の方向性】

①県民に対する啓発・広報の充実

県民一人ひとりがDV問題に関心を持つことができるよう、県の広報誌やホームページ、SNSなど各種広報媒体やリーフレットなどを活用し、DVに関する正しい理解を深める啓発や被害者に対する相談窓口及び相談によって受けられる支援などの広報の充実を図ります。

②市町村や民間支援団体等との連携による啓発の展開

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村や企業、民間支援団体と連携し、ポスターやリーフレットの配布・掲示、パープルライトアップ等を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けて、より効果的な啓発に努めます。

③市町村基本計画の策定促進

DV防止法に基づく市町村基本計画について、未策定の町村に対し、各種会議・研修の機会や「市町村基本計画策定の手引き」等を活用した助言・支援を行い、策定を促進するとともに、男女共同参画の視点も考慮した計画の策定を支援します。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
DV予防啓発(再掲) (子ども・家庭支援課)	県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深めるため、リーフレットの配布や県政だより、SNS等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報・啓発を行います。	県 市町村
人権問題啓発のための研修会の開催 (子ども・家庭支援課)	仙台法務局と連携し、人権への理解を深めるための研修会を開催し、県民に対する意識啓発に努めます。	県
県・市町村パートナーシップ事業 (共同参画社会推進課)	男女共同参画社会の実現を目指し、市町村の男女共同参画施策の推進を図るため市町村と共催で啓発事業を行います。	県 市町村
生活安全情報発信事業 (県民安全対策課)	DV・ストーカー防止パンフレットの配布や会社・学校等へDV被害の防止に関する講話を実施し、DV被害防止のための情報を発信していきます。	警察本部
児童虐待防止市町村ネットワーク 推進事業 (子ども・家庭支援課)	市町村が主催する児童虐待防止に関する研修会に講師の派遣又は講師の紹介を行います。	県
「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせた啓発の実施 (子ども・家庭支援課、共同参画社会推進課)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)に、企業・民間支援団体等と連携し、リーフレットの配布やパープルライトアップ等を実施し、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動を展開します。	国 県 市町村 民間支援団体
市町村人材育成支援事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	各種会議や研修の機会を捉え、市町村基本計画の策定について助言します。	県

女性に対する暴力をなくす運動

<概要>

毎年、11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体と連携、協力の下、女性に対する暴力問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(DV、性暴力、ストーカー行為等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を推進することを目的としています。

<主な取組>

ポスター・リーフレット等の配布・掲示、県内各施設のパープルライトアップ ※

※パープルライトアップとは、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルに各施設をライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに、DV被害者に対し、「ひとりで悩まず、まず相談を！」というメッセージを送るものです。

施策5-2 若年層に対する人権教育・啓発の推進

【これまでの取組と課題】

- ・いじめ問題を考えるフォーラムの開催等、小中高生に対する人権教育の実施
- ・デートDV防止啓発パンフレットの配布、デートDV防止講座の実施
＜デートDV防止講座実施校：R3：34校、R4：37校＞
- ・保育・教育関係者等を対象としたDV予防啓発講座の開催
- ・学校における性教育の実施
- ・教職員等を対象とした性教育指導者研修会の開催

<課題>

- ▶ 将来、加害者にも被害者にもならないために、早い段階から、人権尊重、男女平等の意識啓発、DVやデートDVの問題について考える機会を積極的に提供し、生徒自身が人権について考え、自己の見方や考え方の形成を図る機会を設けていく必要があります。また、DVやデートDVに関する正しい理解を深めるため、講座の開催やSNS等若年層にも届きやすい広報媒体を活用した相談窓口の周知に、より一層取り組む必要があります。
- ▶ また、性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身へ長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取り組みを進める必要があります。
- ▶ 県においては、国の「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、性暴力の加害者・被害者、傍観者にならないための学校教育の充実を図るとともに、性暴力被害相談支援センター宮城などの相談窓口の周知に一層取り組む必要があります。また、デートDV防止講座を教材として、親密な間柄でも嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導も併せて推進していく必要があります。

【取組の方向性】

①学校における人権・性教育の推進

学校の教育活動全体を通じて、互いの人権や個性を尊重し合い、一人ひとりを大切にしたい温かい人間関係を構築できるよう、指導の充実に努めます。

また、国の「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、各分野の専門家と連携し、児童生徒の発達の段階に応じた性教育の推進と性暴力被害に関する相談窓口の周知に努めます。

②デートDV防止・予防啓発の推進

デートDV防止講座やデートDV予防啓発パンフレットの活用により、互いの人権を尊重できる関係性の構築など、交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、将来のDV被害者及び加害者を生まないための予防啓発を各分野の専門家と連携し推進します。

また、若年層にも届きやすい広報媒体を活用した啓発及び相談窓口の周知に努めます。

③教育関係者に対する啓発及び学校における相談体制の充実

児童生徒がSOSを出しやすくなるよう、教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者に対し、DVや性暴力、児童虐待に関する正しい知識と必要な対応について、児童相談所などの地域の専門機関と連携した研修会を開催するとともに、各分野の専門家と連携し、学校における相談体制の強化に努めます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
人権教育の推進 (義務教育課、高校教育課)	学校の教育活動全体を通じて、人権教育を推進し、人権擁護の意識醸成を図ります。	教育庁
人権教育指導者養成事業 (生涯学習課)	教育関係者、社会福祉関係者、医療関係者等を対象に、人権に関する研修等を実施し、人権への理解啓発を図るとともに、指導者的な立場にある方の資質向上を図ります。	教育庁
中高生及び教員を対象とした 児童虐待防止講座の実施 (子ども・家庭支援課)	中高生及び教員を対象に体罰によらない子育てや児童虐待が子どもに与える影響等について講義・演習を行い、児童虐待の防止を図ります。	県
デートDV防止講座の実施 (子ども・家庭支援課、保健体育安全課)	中学・高等学校等において、恋人等親密な間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊重し合える関係を築いていけるよう、専門家によるデートDV防止講座を開催します。	県 教育庁
デートDV啓発資料の配布 (子ども・家庭支援課)	県内の中高生に、漫画による事例を通してデートDVについて学ぶことのできるパンフレットを配布し、デートDVに関する正しい知識の啓発と相談窓口の周知を図ります。	県
性教育指導者研修会の開催 (保健体育安全課)	学校の教職員及び性教育関係者等を対象に性教育のあり方等についての研修を行い、学校等における性教育の一層の充実を図ります。	教育庁
教育関係者へのDV予防啓発 の推進(再掲) (子ども・家庭支援課)	研修会の開催や教職員向けデートDV対応の手引き等の活用により、教育関係者に対してデートDVやDVの意識啓発を図ります。	県 市町村
教育相談体制の充実 (義務教育課、高校教育課)	教育相談担当教職員に対する研修を行い、児童生徒の心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援を図れるよう、教育相談体制の充実を図ります。	教育庁
児童虐待防止・対応研修会の 開催(再掲) (子ども・家庭支援課)	児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等を対象に、児童虐待を発見した際の対応方法等に関する研修会を開催し、児童虐待の対応力向上を図ります。	県
要保護児童対策地域協議会 機能強化事業(再掲) (子ども・家庭支援課)	市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援します。	県

施策5-3 加害者更生に向けた取組

【これまでの取組と課題】

- ・警察による加害者への対応
- ・男女共同参画相談室による相談対応
- ・加害者更生に関する国の調査研究の動向把握・情報収集
- ・加害者対応に取り組む民間支援団体と連携した研修会の実施

<課題>

- 加害者更生のための施策は、DV防止に向けて考えられる重要な施策の一つです。一方で、DV被害者に対するリスクも高いことから、内閣府が作成した「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」を基に、慎重なDV加害者プログラムの実施を検討していく必要があります。
- 県においても、加害者自身が自分の行為をDVと気づけるよう、広報・啓発を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

①警察における加害者への対応

DV被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、被害を防止するための積極的な措置を行います。

②加害者からの相談体制の充実

みやぎ男女共同参画相談室や市町村等の相談窓口の周知を図り、DV加害者からの相談に対応するとともに、加害者自身が自らの行為をDVと気づけるよう、適切な相談対応に努めます。また、加害者対応に関する研修機会を確保し、加害者対応力の向上に努めます。

③配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項及び民間支援団体等における取組状況の把握

国において作成された「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」や他都道府県の動向に基づき、民間支援団体における加害者更生プログラムなどの加害者更生や再発防止のための取組状況を把握し、必要な施策の検討を行います。

④加害者の気づきを促す啓発の推進

加害者自身が自らの行為をDVと気づけるよう、様々な機会を通して働きかけるとともに、将来のDVの防止に資するよう若年層に対するDVに関する正しい知識と予防啓発に努めます。

【主な取組】

取組名	取組内容	実施主体
警察による加害者への対応 (県民安全対策課)	加害者と認知した場合には、DV被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導や警告を行うなど、被害を防止するための積極的な措置を行います。	警察本部

取組名	取組内容	実施主体
男女共同参画相談室での相談 対応（再掲） （共同参画社会推進課）	みやぎ男女共同参画相談室の一般相談及び男性相談において、DV等で悩む県民からの相談やDV加害者からの相談にも対応します。	県
DV予防啓発(再掲) (子ども・家庭支援課)	県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深めるため、リーフレットの配布や県政だより、SNS等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報・啓発を行います。	県 市町村
デートDV防止講座の実施 (再掲) (子ども・家庭支援課、保健体育安全課)	中学・高等学校等において、恋人等親密な間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊重し合える関係を築いていけるよう、専門家によるデートDV防止講座を開催します。	県 教育庁